



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

秘

平成30年若年者雇用実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

(ふりがな)
記入者氏名

所属部署

電話番号

内線

主な事業の内容

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号

法人番号(詳細は1頁裏面を参照してください。)

※ 貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

(記入上の注意)	1	(注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
	2	この調査は 事業所を対象 としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
	3	特に断りのない限り、 平成30年10月1日 現在の状況について記入してください。
	4	この調査で 若年労働者 とは平成30年10月1日現在で 15～34歳の労働者 をいいます。
	5	この調査で フリーター とは家業(自営・農業等)、通学または家事のいずれも行っていない 15～44歳の者 で、かつ、貴事業所への応募前の1年間に、就職はしていたが、勤め先における 呼称がアルバイト又はパートである者 をいいます。
	6	調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
	7	特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。 ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
	8	数字を記入する場合は、 右詰め で記入してください。(記入例 4:5 人)
	9	平成30年10月15日(月) までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

I. 貴事業所について

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者数(注1)**は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1) 常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与と規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

・**貴事業所が派遣元事業所の場合**、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば**常用労働者に含めてください**。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・**貴事業所が派遣先の場合**、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。))に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は**含めないでください**。

記入要領

法人番号

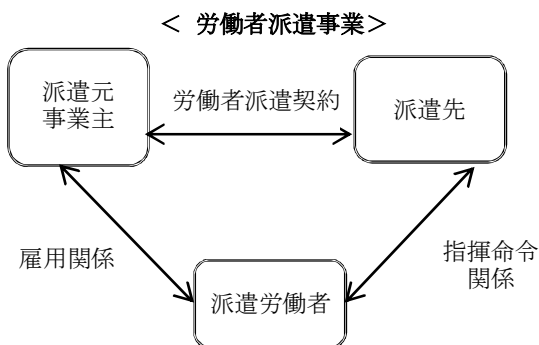
国税庁が指定する13桁の番号をいいます。法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」やマイナンバー（個人番号）を記入しないようにご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

問 2 (1)

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、労働者派遣法に基づき、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。）の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



問 2 (2)

常用労働者数

人

問 2 (3)

		雇用期間の定め無し (例:正社員、無期雇用の労働者等)				雇用期間の定め有り (例:契約社員、パート等)				
一般労働者	男	A			人	B			人	8～9
	女				人				人	10～11
短時間労働者	男	C			人	D			人	12～13
	女				人				人	14～15

臨時労働者	いる	1	}	→	男					人	17
	いない	2			女						人

16

(派遣労働者 (受け入れ))	いる	1	}	→	男						人	20
	いない	2			女							人

19

問2(2)の常用労働者数と問2(3)の関係

①他の事業所等へ派遣している派遣労働者がいる場合

$$\alpha \neq A+B+C+D$$

※α（問2(2)）には、派遣している派遣労働者を含めて常用労働者数を計上しますが、A～D（問2（3））には含めませんので、一致しません。

②他の事業所等へ派遣している派遣労働者がいない、又は労働者派遣事業を行っていない場合

$$\alpha = A + B + C + D$$

ここからは貴事業所の状況についてお答えください。

問2 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 労働者派遣事業を行っていますか。

いる	いない
1	2

6

(2) 貴事業所の常用労働者数は何人ですか。

(同一場所にある工場や店舗などで働く常用労働者について記入し、他の場所にある支店や工場で働く常用労働者は含めないでください。また、派遣労働者については、貴事業所に派遣されている派遣労働者(直接雇用関係のない者)は除き、貴事業所から他の企業等に派遣している派遣労働者は含めてください。)

					人
--	--	--	--	--	---

7

(3) 平成30年10月1日現在、貴事業所で就業している労働者の就業形態別(注2)、性別、雇用期間の定めの有無別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。

		雇用期間の定め無し (例:正社員、無期雇用の労働者等)					雇用期間の定め有り (例:契約社員、パート等)					
一般労働者	男					人					人	8~9
	女					人					人	
短時間労働者	男					人					人	12~13
	女					人					人	

臨時労働者	いる	1	16	→	男					人	17
	いない	2				女					

(派遣労働者 受け入れ)	いる	1	19	→	男					人	20
	いない	2				女					

(注2)

- ・一般労働者とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム勤務の労働者)をいいます。
- ・短時間労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。(短時間正社員を含みます。)
- ・臨時労働者とは、常用労働者に該当しない労働者(雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)をいいます。
- ・派遣労働者(受け入れ)とは、労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいいます。
- ・雇用期間の定め無しとは、特に雇用期間を設けずに雇われている場合をいい、定年までの場合を含めます。
- ・雇用期間の定め有りとは、1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている場合をいいます。

記入要領

問3

労働者数

問2(3)

			雇用期間の定め無し (例:正社員、無期雇用の労働者等)		雇用期間の定め有り (例:契約社員、パート等)		
一般労働者	男	A	人	B	人	8～	
	女		人		人	10～11	
短時間労働者	男	C	人	D	人	12～13	
	女		人		人	14～15	
臨時労働者	いる	1	男	E	人	17	
	いない	2	女		人	18	
派遣労働者 (受け入れ先)	いる	1	男				
	いない	2	女				

問3

		正社員				正社員以外の労働者				
計		F				G				22～23
	うち若年労働者 (15～34歳)									24～25

問2(3)と問3の労働者数の関係

$$A+B+C+D+E = F+G$$

正社員

貴事業所と直接雇用関係のある雇用期間の定めのない労働者のうち、貴事業所で正社員・正職員等とされている者をいいます。

正社員以外の労働者

貴事業所と直接雇用関係のある労働者のうち、貴事業所で正社員・正職員等とされている以外の者をいいます。
(例 パート・アルバイト、契約社員等)

在学中

問4でいう「中学、高校、専修学校（専門課程）、高専・短大、大学、大学院」に在学するかたわら働いている労働者をいいます。

問4

最終卒業学校

若年労働者が、最後に卒業した学校（修了を含む。以下同じ。）をいいます。中途退学した若年労働者については、その前の学校について、記入してください。

ここでいう中学、高校、専修学校（専門課程）、高専・短大、大学、大学院には、それぞれの入学資格や在学期間が同等で、これらの学校の卒業に相当する資格が得られるものを含めます。

専修学校(専門課程)

専修学校で専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)を修了した人であり、専修学校（高等課程・一般課程）修了者はここには含めません。

専修学校（高等課程）を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでいう学歴には専修学校（一般課程）や各種学校（自動車教習所等）は除きます。

新規学卒者

学校卒業後3年以内の者であって、新規学卒者採用枠で採用した者をいいます（在学中を除く）。

中途採用者

新規学卒者以外の者をいいます（在学中を除く）。

問3 平成30年10月1日現在、貴事業所の事業主と労働契約を結び、貴事業所に所属している労働者数について、下記の区分により記入してください。該当する労働者がいない場合は「0」と記入してください。

	正社員					正社員以外の労働者				
計					人					人
うち若年労働者 (15～34歳)					人					人

22～23

24～25

Ⅱ. 若年労働者(15～34歳)について

ここからは在学中(学生アルバイト等)を除く若年労働者についてお答えください。

問4 過去1年間(平成29年10月～平成30年9月)の若年労働者の採用状況についてお答えください。

- (1) 貴事業所に**正社員**として採用された若年労働者はいましたか。
採用された若年労働者がいた場合は、新規学卒者、中途採用者別に最終卒業学校を**すべて**選んでください。

	正社員として採用された若年労働者がいた						正社員として採用された若年労働者はいなかった
	中学	高校	専修学校 (専門課程)	高専・短大	大学	大学院	
新規学卒者	1	2	3	4	5	6	7
中途採用者	1	2	3	4	5	6	7

26

27

その人数は何人ですか。

			人
--	--	--	---

28

貴事業所では若年労働者の正社員の採用選考にあたりどのような点を重視しましたか。
新規学卒者、中途採用者別に、該当するものを**すべて**選んでください。

	学歴・経歴	職業意識・勤労意欲・ チャレンジ精神	柔軟な発想	マナー・社会常識	組織への適応性	語学・業務能力(資格・専門知識や ～)	業務・訓練経験	コミュニケーション能力	従順さ・会社への忠誠心	体力・ストレス耐性	その他	採用選考はしていない
新規学卒者	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
中途採用者	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12

29

30

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	A 正社員	B 正社員以外
①抽出率	1／	1／
②抽出労働者数 (小数点以下切り上げ)		
③上限値の按分率 (上限値／②の合計)	／	
④調査対象労働者数		

合計

(注) ②の合計の上限値は以下のとおり
事業所規模5～999人は5人
事業所規模1,000人以上は20人

31～32

記入要領

問 5

インターンシップ(就業体験)

学生が在学中に企業において自らの専攻、将来のキャリア等に関連した就業体験を行うことをいいます。
(ただし、アルバイトなどの雇用によるものは除きます。)

トライアル雇用(試行雇用)

ハローワークが紹介する対象労働者を短期間(原則として3か月間)試行雇用し、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。

企業は、トライアル雇用中に対象労働者の適性或業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、本採用するかどうかを決めることができます。

有期実習型訓練

企業における実習(OJT)と企業ニーズに合った座学など(OFF-JT)を組み合わせた実践的な教育訓練のことをいいます。

紹介予定派遣

派遣終了後に派遣元事業所が派遣労働者を派遣先に職業紹介することを予定して行う派遣です。

新卒者募集時の職場情報の提供

青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)では、新卒者の募集を行う企業に対して、企業規模を問わず、下記(ア)～(ウ)の職場情報について幅広く提供することを努力義務としています。

また、求人に応募者又は応募の検討を行っている者から求めがあった場合や、ハローワーク等に対して求人申込みを行い、ハローワーク等から求めがあった場合は、(ア)～(ウ)のそれぞれの類型ごとに、1つ以上の情報提供を義務づけています。

(ア) 募集・採用に関する状況

過去3年間の新卒採用者数・離職者数、過去3年間の新卒採用者数の男女別人数、平均勤続年数

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

研修の有無及び内容、自己啓発支援の有無及び内容、メンター制度の有無、キャリアコンサルティング制度の有無及び内容、社内検定等の制度の有無及び内容

(ウ) 企業の雇用管理に関する状況

前年度の月平均所定外労働時間の実績、前年度の有給休暇の平均取得日数、前年度の育児休業取得対象者数・取得者数(男女別)、役員及び管理的地位にある者に占める女性割合

問 6

若年労働者の定着の状況

平成29年10月～30年9月の自己都合による退職者数と平成28年10月～29年9月の自己都合による退職者数を比べ、その結果を示す番号を選びます。

(2) 貴事業所に**正社員以外の労働者**として採用された若年労働者はいましたか。

採用された若年労働者がいた場合は、下記の区分ごとに最終卒業学校を**すべて**選んでください。

	正社員以外の労働者として採用された若年労働者がいる						正社員以外の労働者として採用された若年労働者はいなかった
	中学	高校	専修学校 (専門課程)	高専・短大	大学	大学院	
学校卒業後1年以内の者	1	2	3	4	5	6	7
上記以外の者	1	2	3	4	5	6	7

33

34

その人数は何人ですか。

				人
--	--	--	--	---

35

問5 貴事業所で**若年労働者を受け入れるために**実施しているものはありますか。

今後、実施する予定又は現在検討しているものはありますか。

	実施中 (制度ありを含む)	今後予定中・ 検討中	実施予定はない
職場見学	1	2	3
インターンシップ(就業体験)の受け入れ	1	2	3
トライアル雇用(試用雇用)の受け入れ	1	2	3
有期実習型訓練の受け入れ	1	2	3
紹介予定派遣の受け入れ	1	2	3
通年採用や秋期採用の導入	1	2	3
学校等卒業後3年以内の者の新規学卒者採用枠での募集	1	2	3
地域限定社員制度の導入	1	2	3
新卒者募集時の職場情報の提供 (離職率・平均勤続年数、研修の有無、所定外労働時間の実績等)	1	2	3

36

37

38

39

40

41

42

43

44

問6 貴事業所では、**若年労働者の定着の状況**はどう変化しましたか。

(1) 貴事業所で、**過去1年間(平成29年10月～平成30年9月)**に自己都合により退職した若年労働者はいましたか。

自己都合による 退職者がいた	自己都合による 退職者はいなかった	過去1年間に 若年労働者はいなかった
1	2	3

45

その人数は何人ですか。就業形態別にお答えください。

	自己都合で退職した若年労働者数
正社員	
正社員以外の労働者	

46

47

(2) 自己都合により退職した若年労働者数は**上記(1)の前の1年間(平成28年10月～平成29年9月)**と比べてどう変化しましたか。就業形態別にお答えください。

	過去2年間に若年労働者がいた				過去2年間のい ずれの年にも若 年労働者がいな かった
	過去2年間に自己都合による退職者がいた			過去2年間に自 己都合による退 職者はいなかつ た	
	退職者数は 減少した	変わらない	退職者数は 増加した		
正社員	1	2	3	4	5
正社員以外の労働者	1	2	3	4	5

48

49

記 入 要 領

問 7

仕事と家庭の両立支援

育児休業や介護休業を始めとした両立支援制度の充実や、それらの制度を利用しやすい職場環境の整備など、男女とも育児や介護をしながら働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいることをいいます。

女性の活躍に向けた支援

女性の配置部署の拡大・多様な職務経験の付与、一般職から総合職への転換や転換した女性に対する研修、女性のみを対象としたキャリアセミナーなど、女性のキャリア形成を考慮した定着策を講じていることをいいます。

SAMPLE

問7 貴事業所で**若年労働者の定着**のため実施している対策はありますか。
若年労働者がいる、いないにかかわらずお答えください。

(1) **若年労働者(正社員)の定着**のために実施している対策について、該当するものを**すべて**選んでください。

定着のための対策を行っている												定着のための対策は行っていない
採用前の詳細な説明・情報提供	本人の能力・適性にあった配置	職場での意思疎通の向上	仕事の成果に見合った賃金	昇格・昇任基準の明確化	教育訓練の実施・援助	仕事と家庭の両立支援	女性の活躍に向けた支援	配転・勤務地等人事面での配慮	労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励	職場環境の充実・福利厚生の実施	その他	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13

上記の実施している対策で、**最も効果のあるもの**は何ですか。
該当する番号を**1つ**記入してください。

51

(2) **若年労働者(正社員以外の労働者)の定着**のために実施している対策について、該当するものを**すべて**選んでください。

定着のための対策を行っている												定着のための対策は行っていない
採用前の詳細な説明・情報提供	本人の能力・適性にあった配置	職場での意思疎通の向上	仕事の成果に見合った賃金	昇格・昇任基準の明確化	教育訓練の実施・援助	仕事と家庭の両立支援	女性の活躍に向けた支援	配転・勤務地等人事面での配慮	労働時間の短縮・有給休暇の積極的な取得奨励	職場環境の充実・福利厚生の実施	その他	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13

上記の実施している対策で、**最も効果のあるもの**は何ですか。
該当する番号を**1つ**記入してください。

53

問8 貴事業所では、**若年労働者がどのくらい勤め続けること**を期待していますか。
就業形態別に該当するものを選んでください。

		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	定年まで	職種によって違う	労働者によって違う	該当する労働者がいない
正社員	新規学卒者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	中途採用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
正社員以外の労働者		1	2	3	4	5		7	8	9

記入要領

問9

長期的な教育訓練等で人材を育成

教育訓練体系、教育訓練が整備され、計画的に、かつ制度的に長期にわたり教育訓練活動が展開されていくことをいいます。

長年にわたって訓練・教育等で技能を習得させて新入社員を技術者等に育て上げていく方法や長期的な計画に基づき段階的な研修や職務経験・研修などを期間をかけて行って育成する方法などがあります。

短期的に研修等で人材を育成

職務経歴(キャリア)の形成を意図せず、採用時等に、当面従事する職務を履行するためのみに行われる短期の研修をもって育成する方法をいいます。

なお、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

問10

自己啓発

職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいいます。

SAMPLE

問9 若年労働者の主な育成方針について就業形態別に最も該当するものを1つ選んでください。

また、貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者についてもお答えください。

		長期的な教育訓練等で人材を育成	短期的に研修等で人材を育成	特別な研修等を行わず、社員自身に任せる	その他	該当する労働者がいない	
正社員	新規学卒者	1	2	3	4	5	57
	中途採用者	1	2	3	4	5	58
正社員以外の労働者		1	2	3	4	5	59
他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者		1	2	3	4	5	60

問10 若年労働者の育成方法について就業形態別に該当するものをすべて選んでください。

また、貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者についてもお答えください。

		OFF-JT (業務遂行の過程外において行う教育訓練)	OJT (業務遂行の過程内において行う教育訓練)	ジョブローテーション (様々な職務経験による人材育成)	自己啓発への支援	その他	行っていない	該当する労働者がいない	
正社員	新規学卒者	1	2	3	4	5	6	7	61
	中途採用者	1	2	3	4	5	6	7	62
正社員以外の労働者		1	2	3	4	5	6	7	63
他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者		1	2	3	4	5	6	7	64

問11 若年労働者を育成する際に、どのような態度や能力を身につけさせることを目標にしていますか。

就業形態別に該当するものを3つまで選んでください。

また、貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者についてもお答えください。

	職業意識・勤労意欲	チャレンジ精神	柔軟な発想	マナー・社会常識	意識 遵法精神・コンプライアンス	業務に役立つ専門知識や技能	コミュニケーション能力	語学力	企画・立案力	理解力・判断力	リーダーシップ	その他	該当する労働者がいない	
正社員	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	65
正社員以外の労働者	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	66
他の事業所への派遣を目的として雇用している労働者	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	67

記 入 要 領

SAMPLE

問12 貴事業所で雇用する正社員以外の労働者の**正社員への転換**についてお答えください。

(1) 正社員以外の労働者を正社員へ転換させる制度はありますか。

制度がある	制度がない
1	2

68

(2) **過去3年間(平成27年10月～平成30年9月)**に正社員以外の**若年労働者を正社員**に転換させたことはありますか。

正社員へ転換させたことがある	正社員へ転換させたことはない	過去3年間に該当する労働者はいない
1	2	3

69

正社員へ転換させた正社員以外の**若年労働者**は何人ですか。

				人
--	--	--	--	---

70

(3) 正社員以外の**若年労働者**を正社員へ転換させる際に重視するものは何ですか。

該当するものを**3つまで**選んでください。

学歴・経歴	職業意識・勤労意欲・チャレンジ精神	柔軟な発想	マナー・社会常識	働きぶり・勤務成績	組織への適応性	業務に役立つ専門知識や技能(資格・免許や語学)	業務に役立つ職業経験・訓練経験	コミュニケーション能力	従順さ・会社への忠誠心	体力・ストレス耐性	その他	正社員へ転換させることはない
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13

71

(4) 正社員以外の**若年労働者**を正社員へ転換させるための人材育成を行っていますか。

該当するものを**すべて**選んでください。

OFF-JT (業務遂行の過程外において行う教育訓練)	OJT (業務遂行の過程内において行う教育訓練)	ジョブローテーション(様々な職務経験による人材育成)	自己啓発への支援	その他	行っていない	該当する労働者がいない
1	2	3	4	5	6	7

72

問13 若年労働者の雇用について**学校、行政等に対する要望**はありますか。

各区分ごとに該当するものを**すべて**選んでください。(当該区分で採用の予定がない場合は9を選んでください。)

		学校などの職業教育、職業観教育	学校での進路指導の強化	インターンシップ(就業体験)への援助	公的な職業訓練の場の充実・労働者本人への金銭面の援助	企業説明会、就職面接会などの開催	求人・求職情報の充実、提供	トライアル雇用(試行的雇用)・助成金等の拡充	その他	特に要望はない
新規学卒者	大学、大学院	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	高校	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	専修学校(専門課程)、高専・短大	1	2	3	4	5	6	7	8	9
中途採用者		1	2	3	4	5	6	7	8	9

73
74
75
76

記 入 要 領

SAMPLE

Ⅲ. フリーター(15～44歳)について

ここからは、フリーター(15歳～44歳)についてお答えください。

問14 過去3年間(平成27年10月～平成30年9月)の貴事業所の採用選考についてお聞きます。

(1) 正社員の求人にフリーターからの応募はありましたか。応募があった場合は該当する年齢層の区分を選んでください。
なお、いずれの年齢層の区分からも応募があった場合は、「3」を選んでください。

採用選考をしている					採用選考はしていない
正社員を採用する予定があった			フリーターの応募は なかった	正社員を採用する 予定がなかった	
フリーターの応募があった					
15～34歳のみ	35～44歳のみ	15～34歳及び35歳～44 歳の両方			
1	2	3	4	5	6

(2) フリーターからの応募があったと回答した方にお聞きます。採用しましたか。

採用した			採用しなかった
15～34歳のみ	35～44歳のみ	15～34歳及び35～44歳 の両方	
1	2	3	4

問14
(3)へ

これで調査は終わり
です。この頁の末
尾をご覧ください。

(3) フリーターが正社員の求人に応募してきた場合、フリーターであったことをどのように
評価しますか。フリーターの年齢層の区分ごとに該当する評価を選んでください。

	プラスに評価する	評価にほとんど影響しない	マイナスに評価する
15～34歳	1	2	3
35～44歳	1	2	3

(4) 応募してきたフリーターを正社員として採用する際に重視するものは何ですか。
フリーターの年齢層ごとに該当するものを3つまで選んでください。

	学 歴 ・ 経 歴	職 業 意 識 ・ 精 神 意 欲 ・ 勤 労 意 欲	柔 軟 な 発 想	マ ナ ー ・ 社 会 常 識	組 織 へ の 適 応 性	語 学 技 能 ・ 業 務 能 力 ・ 資 格 ・ 専 門 知 識 ・ 免 許 ・ 特 許 ・ 職 業 経 験	業 務 ・ 訓 練 に 役 立 つ 職 業 経 験	力 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力	心 従 順 さ ・ 会 社 へ の 忠 誠	体 力 ・ ス ト レ ス 耐 性	そ の 他	採 用 し な い
15～34歳	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
35～44歳	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。
平成30年10月15日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。